

令和 5 年度福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要について

令和 5 年度における改正は、国の防災基本計画等の修正内容の反映等、関連計画等の改正に伴う修正内容を、本計画に反映させるものである。

1 令和 4 年度修正に対する関係省庁からの連絡事項（R 5. 1 0 月）による修正

<主な修正点>

- ① 学校等施設について「義務教育学校」の記載を追加（P 1 2、1 8）
原子力災害対策重点区域内に当該施設が設置されていることによる追加。
- ② 原子力災害対策指針の改正による用語の修正（P 2 3、6 1、6 3 等）
「防災業務関係者」⇒「緊急事態応急対策に従事する者」
（原子力規制庁）<原子力災害対策指針 第 2（12）、（13）令和 4 年 7 月改正>
- ③ 高度被ばく医療支援センターの新規追加（P 6 5）
「国立大学法人福井大学」の追加
（原子力規制庁）<高度被ばく医療支援センターの新規指定 令和 5 年 3 月 8 日>

2 防災基本計画の修正事項（R 5. 5 月）を本計画（原子力災害対策編）に反映

<主な修正点>

- ① 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備（P 2 0）
被災者支援の仕組みとして災害ケースマネジメントを取り入れることを記載。
<防災基本計画 第 2 編 第 1 章 第 6 節 7 >

3 県地域防災計画（一般災害対策編）の改正案（令和 5 年度改正予定）を本計画（原子力災害対策編）に反映

<主な修正点>

- ① 県災害対策本部事務局各班の事務分掌の修正（P 3 4、3 5、3 7、3 9 等）
<地域防災計画（一般災害対策編）第 3 章 第 1 節 第 2 7（2）>

4 その他

<主な修正点>

- ① 用語、文言整理等の実施

※ 原子力災害対策指針については、令和 5 年 1 1 月に改正され、E A L（緊急時活動レベル）の判断基準の見直しがされたが、福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の基準については見直しがなかったため、本計画への反映は行わない。

※括弧内は新旧対照表のページを参照している。